

睦浜地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会は、睦浜地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、平成28年9月1日～大東支所交流センター内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、睦浜地区に居住する区民（以下「区民」という。）が互助互恵の精神を持って協力し合い、安全で安心して生活できる住みよい協働のまちづくりを行うため、住民相互の親睦と交流を推進し、睦浜地区の将来ビジョンに限りなく近づくことを目的とする。

(区域)

第4条 協議会の区域は、睦浜地区の範囲とする。

(構成組織)

第5条 協議会は、自治区役員並びに睦浜地区内で地域振興活動や活性化対策等に取り組む団体の代表者等で構成する。

2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、協議会への参加を希望する時は、運営委員会の承認を得て加入することが出来る。

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次に示す(1)～(6)の事業を実施する。

(1) 協議会に所属する自治区間の共通事業の企画並びに、交流、連携、事業調整に関すること

(2) 実施事業の検証及び改善に関すること。

(3) 地区まちづくり計画の策定に関すること

(4) 地区内の住民ニーズや解決すべき課題を掌握し、まちづくりに反映させること

(5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること

(6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること

2 協議会は、事業の推進に当たっては、既存の組織や団体の活動を最大限に生かしつつ、地区全体で取り組むことが望ましい事業について実施するものとする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、運営委員会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監査を置く。

(役員の種類別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。但し、監事を除き役員は兼務を認める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 14名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 部会長 6名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名

(役員の設定)

第9条 会長及び副会長は、睦浜地区の理事区長・区長があたることとし、総会の承認を得る。

- 2 理事は各ブロック長・各常設委員を充て、総会の承認を得る。
- 3 事務局長、会計、監事は運営委員会において選出し、総会の承認を得る。
- 4 部会長は、各部会で選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第10条 各役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- (4) 部会長は、専門部を代表し、部内の執行にあたる。
- (5) 事務局長は、運営委員会・総会の議事録作成と協議会の総務並びに事務を担当する。
- (6) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿を及び書類を管理する。
- (7) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 協議会の会長、副会長、理事、部会長、事務局長、会計及び監事の仕事は1年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第12条 協議会は、総会の承認を得て、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、必要に応じて各種会議に出席し、助言を行う。

(総会の種類)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、役員及び区民から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員の定数は30名以内とし、代議員は別表に定められた者をもって充てる。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会20日前までに文章をもって代議員に通知しなければならない。

3 会長は、前条2項第2号による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第17条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。また、議決事項は住民に報告をする。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画及び事業報告並びに予算、決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 役員承認に関すること。

(4) 地区まちづくり計画に関すること。

(5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

(運営委員会の構成)

第22条 運営委員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(運営委員会の招集と議長)

第23条 運営委員会は、会長が招集する。

2 会長は、運営委員会の議長となり、議事を整理する。

(運営委員会の審議事項)

第24条 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。

(3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項。

(4) 陸浜地区に共通する課題を抽出し、事業の企画・調整に関する事項。

(5) その他、総会で議決を要しない会務の執行に関する事項。

(部会の構成)

第25条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 環境美化部会
- (2) 活性化対策部会
- (3) ふれあい促進部会
- (4) 健康福祉部会
- (5) 教育文化部会
- (6) 防災防犯部会

2 部会は、睦浜地区においてまちづくりを行う団体等及び構成員で構成する。

3 部会長は、各部会を構成する者から選出する

(部会の役割)

第26条 部会は、第3条の目的を達成する事業を企画し、執行する。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の事項に掲げる事項を協する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること。
- (3) その他部会運営等に必要な事項に関すること。

(経費)

第27条 協議会の経費は、区並びに各種団体からの助成金、市交付金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整理)

第29条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第30条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(委任)

第31条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

(書類の整備)

第32条 協議会は、次に掲げる帳簿等を備え付け、これを保存しなければならない。

- (1) 睦浜地区まちづくり協議会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納簿及び関係書類
- (4) その他必要と認める書類及び帳簿

(補 足)

第33条 この規約に、定めない事項については、運営委員会に置いて補足することが出来る。

(附 則)

この規約は、平成28年3月14日に制定し、平成28年4月1日から施行する。

別表

運営委員会構成委員

会長（理事区長）、副会長（区長）、理事（副区長・ブロック長・常設委員）
部会長、事務局長、会計

代議員

民生児童委員代表、保健委員代表、女性の会代表、シニアクラブ代表、
幼稚園父母の会代表、子供会代表、小学校PTA代表、中学校PTA代表、
高校生父母の会代表、農業委員、第二分団員代表、祭典中老代表、組長会代表、
日赤奉仕団代表、交通安全協会分会長、企業代表

規約一部改訂

平成29年4月1日

第2条 理事区長の所属する防災センターに内に置く。

改訂 平成28年9月1日から大東支所交流センター内に置く。

第14条 総会は、役員・構成員から選出された代議員をもって構成する。

改訂 総会は、役員及び区民から選出された代議員をもって構成する。

第16条 総会は、会長が招集する。

2 開会20日前までに文章をもって通知しなければならない。

改訂 開会20日前までに文章をもって代議員に通知しなければならない。